

さいたま市立与野八幡小学校 いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という基本認識の下、本校の全児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として「さいたま市立与野八幡小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもち、いじめられている児童を最後まで守り抜きます。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的な対応をします。
- 4 いじめの児童に対しても、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ります。
- 5 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行います。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- 1 いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(3) 開 催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時部会（必要に応じて、校長が必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内 容

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援や加害児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった事案に係る対応を、組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う（P D C Aサイクルの実行を含む）。

2 はちまんにっこり(^ ^)委員会(子どもいじめ対策委員会)

(1) 目 的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

児童会会長、児童会副会長、児童会書記、各委員会委員長

(3) 開 催

各学期1回程度開催

(4) 内 容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。尚、第3学年以上はいじめを題材とした内容を取り扱うこととする。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- 実施要項に基づき、学校や児童の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・ 簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解消しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人とかかわる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団作りに努める。

(3) 「人間関係プログラム」における調査結果を生かして

- 「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気や学級づくりに生かし、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

- 授業の実施 〈全学年〉2学期末までに実施

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- 「スマホ・タブレット安全教室」の実施 〈5年生〉

6 保護者との連携を通して

(1) いじめは許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃がさないように努める。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童の観察

- 早期発見のポイント

- ・ 児童の些細な変化に気付くこと
- ・ 気付いた情報を共有すること
- ・ 情報に基づき、速やかに対応すること

- (1) 健康観察：一人ひとりの目を見て、表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休み時間：ひとりぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる
- (4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登下校指導：ひとりぼっち、荷物を持たせられる 等

※けんかやふざげ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事実の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回）
- (2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) 結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行い、学年、学校全体で情報を共有する。その際、市教委から配付されている記録シートに「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子も含む）」を記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 簡易アンケートを「心と生活のアンケート」と合わせて毎学期行うことで、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談日のお知らせの配付
 - ② 進学先中学校さわやか教育相談室との連携
 - ③ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

5 保護者アンケートの実施（学校評価で）

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員より（民生児童委員連絡会 7月）
- (2) 防犯ボランティアより（防犯ボランティア連絡会 7月、2月）
- (3) 学校運営協議会より（6月、10月、1月）

Ⅶ いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、関係職員等を招集し、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図る。状況に応じて指導2課に一報を入れる。
- 教務主任は、それぞれの情報を集約・整理して共有化を図る。今できる対応や役割分担について確認する。
- 担任は、事実確認のため情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。担当する学年の情報共有を行う。校長（教頭）に報告する。

- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員が共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、必要に応じてカウンセリングを行い、適切な指導・援助を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、必要に応じてカウンセリングを行い、適切な指導・援助を行う。
- 養護教諭は、悩みを聴いたり、話を聴いたりする。その結果を管理職や担任に報告する。
- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラーは、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校へ連絡する。
- 地域は、いじめを発見し、またはいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。

1 重大事態について

（1）「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

（2）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 対応について

○児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

（1）いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

（2）校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

（3）学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。

＜学校が調査主体とした場合＞

①学校は、直ちに教育委員会に報告する。

②学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。

③学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④学校は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。

⑤学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

⑥学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

①学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

学期に一回、教職員で基本方針の共通理解を図る。

2 校内研修

生徒指導に係る研修、教育相談に係る研修、情報モラルに係る研修、特別支援教育・国際教育・人権教育の充実に向けた校内研修

Ⅹ PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

各学期を単位として行う。（年間3回。1学期、3学期は生徒指導委員会で、2学期末は学校評価に加えて実施する）

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

取組評価アンケートの結果を集計し、課題等の共通理解を図る。

3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期

- ・ 8月：特別支援教育校内委員会 → 特別支援教育に係る研修
- ・ 8月：生徒指導に係る伝達研修 → 生徒指導に係る伝達研修

令和6年 4月1日改定